

2015年5月16日

政治倫理審査会 会員各位

調査請求内容について

横須賀市議会議員 小林伸行

●論点1

「ホームページ作成業者」と「ホームページ管理人」とは別

横須賀市役所のホームページ管理人は、横須賀市役所です。ホームページ作成業者が管理人なわけではありません。同様に、「オンブズマン横須賀」の Blog の立ち上げを小林が担いましたが、管理人ではありません。

「オンブズマン横須賀」の管理人である■■氏にこの話をしたところ、小林が管理人ではないことを政倫審の場で証言してもよいとおっしゃって下さっています。

なお、記事ごとの著作権と管理人とは別です。「オンブズマン横須賀」の主な投稿者は別にいます。

■■氏は管理人が中心で、記事は数えるほどしか書いていません。

●論点2

もしも誹謗中傷だと思えば、藤野議員が訴えればいい話

そもそも、外野の方が、藤野議員の肩をもって「代理戦争」を買って出る必要があるのでしょうか。

藤野議員は、「小林がオンブズマン横須賀を使って誹謗中傷している」と誤解して、管理人の■■氏に内容証明で請求書を送っています。■■氏の許可を得て2~4ページに転載します。

つまり、藤野議員は小林に言わずに何故か■■氏に言い、無関係な外野が無関係な議会に小林を訴えるという、二重三重のすれ違い状態にあります。

いずれにしても、議員同士の泥仕合に市民のための議会や無辜の市民を巻き込むべきではない。私はそう考えます。

神奈川県横須賀市

殿

請 求 書

平成 2 7 年 4 月 3 日

請 求 人 藤 野 英 明

請 求 人 代 理 人 弁 護 士

TEL

FAX

冠 省 当 職 は 横 須 賀 市 議 会 議 員 で あ る 請 求 人
の 委 任 を 受 け 、 そ の 代 理 人 と し て 、 本 書 面 を
差 し 上 げ ま す 。 な お 、 本 件 に つ き ま し て は 当
職 が 一 切 の 代 理 を 行 い ま す の で 、 今 後 の ご 連
絡 は 全 て 当 職 宛 に 行 う よ う に し 、 請 求 人 そ の
他 の 関 係 者 に は 連 絡 な さ ら な い よ う お 願 い 申
し 上 げ ま す 。

1 「 オン ブ ズ マ ン 横 須 賀 」 な る ブ ロ グ に つ
い て

貴 殿 が 原 告 と な り 横 浜 地 裁 横 須 賀 支 部 に 訴
え を 提 起 さ れ た 訴 訟 の 貴 殿 の 本 人 尋 問 に お い

て、貴殿はこの「オンブズマン横須賀」なる
ブログについて、小林伸行横須賀市議が作成
し、それに貴殿ら複数の横須賀市民が記事を
投稿する等の関与をしている旨証言しました
。

しかし、ご存じとは思いますが、市民オン
ブズマンにはなりえない小林市議が「オンブ
ズマン」を名乗りブログを作成し、これをイ
ンターネット上で公開することは、公職選挙
法第235条の5に定める氏名等の虚偽表示
罪に該当しうる行為です。

従って、貴殿におかれては、今後上記ブロ
グについて一切の関与をお控え下さい。

なお、上記ブログに関しては、とある横須
賀市民が現在神奈川県警察に対し告訴状を提
出しており、手続きが進んでおります。です
から、上記ブログに関して、貴殿が、作成・
管理を行っている小林市議に上記ブログの削
除等を働きかけることは証拠隠滅罪の共同正
犯に該当することになります。従って、この
様な行為はくれぐれもお控え下さい。

2 貴殿のブログについて

貴殿は、虚偽の名称を用いて請求人に対す
る批判をしている上記「オンブズマン横須賀
」なるブログに関与しております。この点か
ら、貴殿は請求人の市議会議員選挙における

27.4.3
12-18

落選を意図しているものと判断せざるを得ません。

そして、貴殿が管理する「沙羅双樹の花のブログ」なるブログには、3月28日付で「藤野英明 横須賀市議のウソ一覧 まとめ」なる記事が投稿されております。

当職は、貴殿の上記記事が統一地方選挙が間近に迫っている時期であることを考慮して、来る市議会議員選挙において請求人が落選することを意図して貴殿がこのような記事を投稿した、と判断しております。

貴殿のこのような行為は、公職選挙法第235条第2項に定める虚偽事項の公表罪や刑法第230条の名誉毀損罪に該当する可能性があります。さらに、請求人の名誉を毀損する行為として民事上の損害賠償請求の対象となる可能性があります。

よって、上記ブログ記事をはじめ、貴殿が管理するブログにおいて請求人の名誉を毀損する目的で投稿した記事についてはこれを直ちに削除して下さい。

取り急ぎ、ご忠告まで。

草々

この郵便物は平成 27年 4月 3日
第 81571 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

横浜
27.4.3
12-18

郵便認証司
平成27年 4月 3日

●論点3

藤野議員ご自身が、小林のやり方を是としていた

以下、藤野議員の過去の Blog 記事を一部転載します。

まちの政治家は、こんなことしてます

新人議員の活動日記

2003年6月16日(月)のフジノ

～ ～ 中略 ～ ～

5月にも、他のオンブズマンの方とお話をした時に

「横須賀でのオンブズマンたちあげをぜひお願いします」

と、言われたこともありました。

あらゆることで手一杯ですけれども
オンブズマン活動は絶対に必要だと思いますので
フジノもできうる限りの努力はします。

『情報公開』や
『まちに暮らしている人自身がまちをチェックする』ことは
絶対に必要なことだと僕は思います。

これまでも横須賀では
オンブズマンの立ち上げを試みたそうですけれども
いろいろなしがらみのせいで8回も話が流れてしまったそうで
す。

だから、過去に名前があがった人たちは
全てリストからはずして、
ゼロからオンブズマンたちあげをしたいと考えています。

立ち上げの道筋がついたら
すぐにフジノはそのオンブズマンから一切の手を引きます。

政治家が関与している
オンブズマンというのはおかしいからです。

そうやって、道筋だけ作ったら
あとは完全に独立した組織として活動していくのです。

フジノ自身のことも厳しくチェックしてほしいのです。
公約は守っているか、政治家としての義務を果たしているか、
を。

つまり、藤野議員ご自身が次のことを是とし、ご自身でも実施しようとされていたわけです。

- 横須賀にオンブズマンを立ち上げること
- 立ち上げに際して、議員が支援すること
- 立ち上げ支援はしても、その後は手を引くこと

藤野議員が、上記を実践されたのか、それとも Blog に書いただけなのか、私は知りません。

ただし、小林は藤野議員の考え方に全く共感しますし、同じことを実践しました。ですから、今回の調査請求者は、藤野議員ご自身のお立場を知らずに買って出たのでしょう。また、藤野議員もご自身の考え方と同じだとは気付かずに■■氏に請求書を送ったのでしょう。

さらに、藤野議員ご自身が、「オンブズマンに自分のことを厳しくチェックしてほしい」と願っていらっしゃる。私は、その姿勢は本当に尊敬に値すると思いますし、私もそのような謙虚さと寛容さを持ち続けなければと考えています。

その意味では今回、藤野議員が■■氏に向けて、「権力者である現職議員が一般市民に対して言論封殺を図っている」と思われかねない危険をはらむ請求書を送りつけたことについて、藤野議員はオープンな民主主義を否定するつもりではなく、「裏で小林が糸を引いている」という誤解に基づいて激情に駆られたあまりの失敗だと信じたい、と私は思います。

●論点4

小林なら、あのような記事は書かない

記事には著作権があります。私は、いやしくも元々プロのライターでした。ですから、他人の著作権に対する敬意は常に持っています。

「オンブズマン横須賀」に掲載されている記事について、「小林に書かされた」と言われたら書いた方は大変遺憾に感じるでしょう。いやしくも、市民オンブズマンを自ら任じていらっしゃる方です。

逆に、私も「小林が書かせた」と言われることは、私の文章のスタイルや品質に合わない内容なので、非常に失礼な物言いだと感じています。

また、私自身は「代理戦争」を好みません。藤野議員が私と山城議員に対して「教育福祉常任委員会を追い出された」と虚偽を世間にふりまいた件についても、私自身の Blog にて『仕事ぶりは尊敬しますが、ウソは嫌いです。藤野議員』(2015年2月19日)という記事を書いて、直接反論しています。

→<http://kobayashinobuyuki.seesaa.net/article/414318308.html>

以上